

市川三郷町立

三珠中学校

熱中症予防対策マニュアル

令和6年8月

はじめに

令和6年6月に山梨県教育委員会から出された「学校における熱中症対策ガイドライン」～ Ver.1.0 ～では、学校管理下における熱中症防止が急務であり、各学校において作成している危機管理マニュアルの「熱中症対策」に係る内容についての見直しと改善を図る必要性について言及している。

本校の危機管理マニュアル(三珠中学校防犯安全等マニュアル)を改めて確認したところ、毎年、職員会議等で「熱中症対策」について議論を行い、対策は施しているものの、危機管理マニュアルの中に綴じられていなかった。

また、「学校における熱中症対策ガイドライン」～ Ver.1.0 ～では、重要項目として、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判定基準と判断者及び伝達方法を、「各学校における危機管理マニュアル」等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることや、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが発表された際の学校の対応を予め保護者に周知を図ることを推奨している。

令和6年も7月から8月にかけて、甲府市における猛暑日連続日数が22日を記録するなど、記録的な猛暑を記録している。これを機に、本校では実効性のある熱中症対応を目指して、『三珠中学校 熱中症予防対策マニュアル』を作成することにした。このマニュアルによって、本校職員の誰もが迷うことなく適切な対応や行動がとれ、生徒の安全・安心につながると同時に、保護者の理解を得られればと考える。

令和 6年 8月

三珠中学校 校長 渡邊 康裕



1. 熱中症とは何か ～指導者に必要な基礎知識～

(1) 令和5年度夏期(7月～9月)の甲府市の気温とWBGT(暑さ指数)の変化

月	日	最高/最低気温(°C)	WBGT	月	日	最高/最低気温(°C)	WBGT	月	日	最高/最低気温(°C)	WBGT
7 月	1	29.5 / 23.5	28.3	8 月	1	33.9 / 26.9	31.1	9 月	1	34.7 / 22.7	30.1
	2	34.3 / 19.3	29.0		2	35.2 / 21.7	30.6		2	34.4 / 24.2	30.2
	3	34.8 / 22.0	29.6		3	36.4 / 24.4	30.7		3	35.6 / 23.9	29.9
	4	34.4 / 23.8	29.6		4	37.1 / 24.8	31.4		4	30.4 / 23.9	29.1
	5	26.9 / 21.5	25.5		5	37.3 / 26.2	32.3		5	35.4 / 24.6	31.7
	6	35.2 / 20.7	30.9		6	34.8 / 25.7	30.3		6	31.8 / 25.9	28.9
	7	35.5 / 22.5	29.9		7	31.0 / 24.4	28.9		7	31.8 / 23.0	27.7
	8	28.0 / 24.5	26.3		8	33.9 / 23.6	29.5		8	25.5 / 20.0	24.0
	9	29.6 / 24.5	28.4		9	31.0 / 24.5	29.9		9	30.7 / 21.2	28.1
	10	36.5 / 24.4	30.9		10	34.3 / 24.0	29.9		10	33.6 / 23.7	30.1
	11	37.1 / 23.7	31.5		11	35.8 / 22.8	31.1		11	33.5 / 24.1	29.6
	12	34.3 / 24.4	29.8		12	32.7 / 23.2	31.4		12	33.7 / 22.7	30.2
	13	25.2 / 22.0	24.3		13	36.1 / 24.7	31.4		13	34.3 / 23.6	29.5
	14	28.0 / 22.3	26.9		14	31.7 / 24.3	30.0		14	34.0 / 22.2	30.4
	15	28.8 / 23.5	26.9		15	31.4 / 24.2	28.6		15	35.4 / 24.5	30.4
	16	36.7 / 23.9	31.8		16	29.8 / 23.4	28.5		16	35.4 / 25.7	32.1
	17	37.8 / 25.0	33.0		17	34.7 / 24.2	31.7		17	34.9 / 25.6	30.8
	18	37.7 / 24.8	31.8		18	36.2 / 25.2	31.9		18	34.6 / 24.8	30.8
	19	32.3 / 25.4	30.0		19	36.0 / 26.6	32.2		19	34.1 / 24.0	30.2
	20	34.9 / 23.9	30.3		20	34.9 / 25.3	31.7		20	33.8 / 24.4	29.5
	21	33.4 / 23.9	28.0		21	36.2 / 26.0	31.8		21	29.9 / 24.6	27.0
	22	34.6 / 23.7	30.1		22	34.5 / 24.5	31.4		22	31.0 / 23.4	28.5
	23	35.2 / 23.1	30.5		23	33.8 / 25.9	30.6		23	29.7 / 22.0	27.4
	24	36.2 / 21.9	30.1		24	32.5 / 25.0	31.2		24	28.6 / 18.9	24.2
	25	38.7 / 25.1	30.4		25	35.4 / 24.1	30.9		25	29.0 / 14.7	23.9
	26	38.5 / 25.4	29.7		26	36.2 / 24.3	30.6		26	28.8 / 16.5	23.9
	27	38.3 / 26.1	31.9		27	34.2 / 23.6	29.7		27	31.1 / 21.1	26.6
	28	36.9 / 24.0	31.9		28	35.4 / 24.7	30.3		28	35.4 / 23.9	30.2
	29	37.4 / 26.2	32.2		29	35.9 / 25.7	30.9		29	32.4 / 21.3	28.2
	30	37.7 / 25.6	32.4		30	33.9 / 24.7	30.2		30	30.8 / 22.7	27.2
	31	37.0 / 26.3	31.7		31	34.6 / 23.6	29.9				

過去5年間の甲府市の猛暑日の日数とWBGT31以上となった日数

◆気温35℃以上(猛暑日)となった日数

	2019(R1)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
7月	2日	0日	5日	8日	16日
8月	14日	22日	11日	8日	14日
9月	2日	2日	0日	0日	5日
計	18日	24日	16日	16日	35日

◆WBGT31以上(運動禁止)となった日数

	2019(R1)年	2020(R2)年	2021(R3)年	2022(R4)年	2023(R5)年
7月	3日	0日	2日	7日	9日
8月	14日	20日	7日	9日	13日
9月	2日	2日	0日	0日	2日
計	19日	22日	9日	16日	24日

《参考》過去4年の6～9月の熱中症による死亡者数：R2年239人、R3年58人、R4年251人、R5年164人

WBGT(湿球黒球温度:暑さ指数)とは

WBGTとは『湿球黒球温度[Wet Bulb Globe Temperature]』の略で『暑さ指数』のことを言います。

熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された。

単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されるが、その値は気温とは異なる。

人体と外気の熱のやりとり(熱収支)に着目し、人体の熱収支に与える影響の大小

①湿度 ②日射・輻射など周辺の熱環境 ③気温 の3つの要素を取り入れた指標。

【算出式】

《屋外》 $WBGT(℃) = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

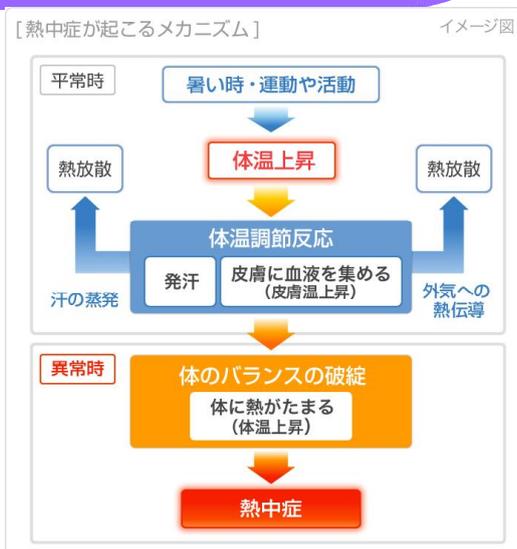
《屋内》 $WBGT(℃) = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$



(2) 熱中症とは

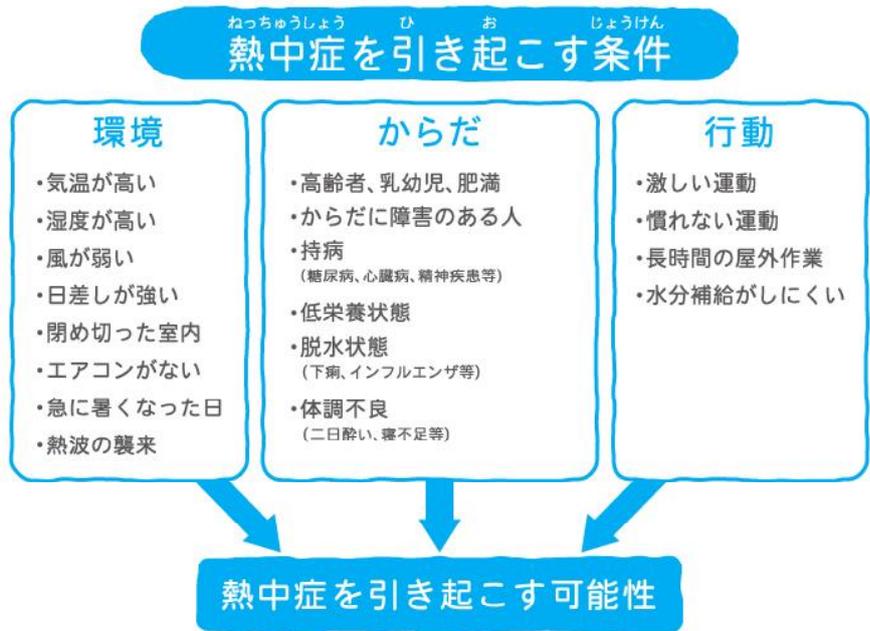
1) 熱中症とは

- 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。高温環境下に長時間居たとき、あるいは居た後の体調不良はすべて熱中症の可能性がります。
- 死に至る可能性のある病態です。
- 予防法を知って、それを実践することで防ぐことができる病気です。
- 応急処置を知っていれば、重症化を回避し、後遺症を軽減できます。



2) 熱中症の発生要因

- 熱中症の発生には、**環境**（気温・湿度・輻射熱・気流等）及び**行動**（活動強度・持続時間・休息等）と**からだ**（体調・性別・年齢・暑熱順化の程度等）の条件が複雑に関係します。
- 学校管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが**体育・スポーツ活動**によるもので、それほど高くない気温（25℃～30℃）においても、湿度が高い場合等に発生しています。指導者が熱中症発生の要因を知り、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても、予防のための指導と管理を適切に行うことが大変重要です。



熱中症が起こりやすい気象・環境・活動条件等

- ①急に気温が上がった時 ②休み明け・練習の初日 ③気温・湿度が高い日
 ④練習が連日続いた最終日前後 ⑤日差しや照り返しが強い時 ⑥締め切った体育館
 ⑦ランニングやダッシュを繰り返した時 ⑧暑い季節の風が弱い時



熱中症になりやすい人

- ①暑さに慣れていない人 ②肥満傾向の人 ③睡眠不足の人
 ④体調が悪い人 ⑤体力が低い人 ⑥朝ご飯を食べていない人



◆心臓疾患、糖尿病、精神神経疾患、広範囲の皮膚疾患等の持病を有する生徒の場合には、体温調整がうまくできない傾向があり、さらに注意を要する必要があります。

3) 熱中症の症状及び重症度の分類

日本救急医学会は2024年7月、熱中症の重症度分類を見直す方針を明らかにしました。これまで、同学会は「熱中症診療ガイドライン2015」の中で、1度（軽度）、2度（中等度）、3度（重症）の3段階で重症度を分類してきましたが、このうち、Ⅲ度の中でも特に重篤な状態があることから新分類の作成を決めました。

熱中症の重症度の分類	〈分類〉	〈症状〉	〈治療〉
小	1度	目まい、立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直など	水分補給や涼しい場所で安静など
重症度	2度	頭痛、嘔吐（おうと）、倦怠（けんたい）感	医療機関での診療が必要
大	3度	意識障害、肝・腎機能障害	入院が必要
	最重症【新設】	深部体温が40度以上で重い意識障害がある	体を冷却するアクティブ・クーリングが必要

※日本救急医学会による

新設となるのは、従来の3度の中でも特に重篤な場合で、「深部体温が40度以上で重い意識障害がある、『最重症』」です。最重症と分類された場合には一刻も早い※アクティブ・クーリングが必要となります。

※アクティブ・クーリングとは何らかの方法で体を即座に冷却することを言います。体に水分を吹きつけ扇風機などで気化熱を奪う方法や、冷たい水のプールに入れるなどの方法が考えられます。

2. 熱中症を防ぐために講じる対策

市川三郷町立 三珠中学校版

WBGT値ごとの対応・活動の可否の基準 一覧表

— 山梨県熱中症ガイドラインを参照に作成 —

暑さ指数 WBGT	活動内容	管理職	学校行事等の 責任者	担当者 (担任・部活動顧問等)	運動が伴う活動の可否の 基準・活動時の留意点
↑ 35	熱中症特別警戒アラート (令和6年4月24日から) 「いのちを守る行動を取る」の原則に基づき、担当者は行事等の中止について管理職の判断を仰ぎ、管理職は適切に指示。				
↑ 33	熱中症警戒アラート 「運動中止」の原則に基づき、担当者・責任者は行事等の中止について管理職の判断を仰ぎ、管理職は適切に指示。				
↑ 31	I 屋外で体を動かす活動 体育祭・球技大会 校外活動 運動部活動 体育の授業等	原則中止 (休止・延期・内容変更等を含む) を検討し、指示	①生徒等の健康状態の情報収集 ②会場の環境状態の把握 ③行事等の中止について管理職の判断を仰ぐ	①活動中の場合、一旦 休止を指示 (活動前は②～④を優先) ②生徒等の健康状態の把握 ③休憩時間の確保及び水分補給の指示 ④会場の環境状態の確認 ⑤学校行事等の責任者に報告	暑さ指数31以上を計測してから(屋内であれば窓を開けるなど環境整備をし)15分後に再計測する。それでも31未満にならない場合は中止あるいは活動内容の変更を行う。
↑ 28	II 屋内の活動 始業式・終業式 全校集会 講演会等	原則実施(形式の変更もしくは中止)を検討し、指示	①生徒等の健康状態の把握 ②会場の環境状態の把握 ③実施形式の変更や中止について管理職の判断を仰ぐ	①生徒等の健康状態の把握 ②生徒等の健康状態の観察 ③休憩時間の確保及び水分補給の指示 ④会場の環境状態の確認 ⑤学校行事等の責任者に報告	原則実施。ただし、15分おきに休憩を取り、水分・塩分補給を行う。休憩時に生徒の健康状態のチェックを限なく行い、少しでも違和感を持った生徒については活動を中止させる。
↑ 25	I 屋外で体を動かす活動 II 屋内の活動	原則活動時間の短縮等(活動場所の変更等を含む)を検討し、適宜必要な指示	①生徒等の健康状態の情報収集 ②会場の環境状態の把握 ③活動時間の短縮等について管理職の判断を仰ぐ	①生徒等の体調把握・管理を指示 ②生徒等の健康状態の観察 ③休憩時間の確保及び水分補給の指示 ④会場の環境状態の確認 ⑤学校行事等の責任者に報告	原則実施。ただし、30分おきに休憩を取り、水分・塩分補給を行う。休憩時に生徒の健康状態のチェックを限なく行い、少しでも違和感を感じる生徒については活動を中止させる。
↑ 21	I 屋外で体を動かす活動 II 屋内の活動	状況把握に努め、適宜必要な指示	①暑さによる体調不良の生徒がいれば、状況を把握 ②会場の環境状態の把握 ③状況を管理職に伝える	①生徒等の体調把握・管理を指示 ②生徒等の健康状態の観察 ③休憩時間の確保及び水分補給の指示 ④会場の環境状態の確認 ⑤学校行事等の責任者に報告	原則実施。ただし、活動の間には適切な間隔で休憩を取り、水分・塩分補給を行う。休憩時に生徒の健康状態のチェックを限なく行い、少しでも違和感を感じる生徒については活動を中止させる。
【共通確認】 ・部活動前、後に必ずWBGTを測定する。 (職員室外扉付近にあり。野球部とソフトテニス部には別にWBGT測定器を渡す。) ・休憩時間の他に、帰宅前にも必ず水分補給、塩分補給を行う。 ・体調不良を訴えている生徒は自力で帰さず、保護者の迎えを呼ぶ。 ・生徒を帰宅させる際は、なるべく一人で帰さず、集団で帰す。					

※暑さ指数について

危険

特別な場合以外運動中止

厳重警戒

激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける

警戒

結局的に休息をとり、適宜、水分・塩分を補給する

注意

熱中症による死亡事故が発生する可能性がある

(1) 学校活動中の指導と対策

暑さに対して学校の教育活動をどうするか判断は全て、測定したWBGT値(暑さ指数)を拠り所とする。

【指導面】

環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス

QRコード



1) 環境条件に応じた活動の運営を心がける。

- ①熱中症計でWBGT値を測定し、確認の上活動する。 [校長・教頭]
- ②運動を行う場合は、なるべく涼しい時間帯に行く。 [教務主任]
- ③部活動等、運動が長時間にわたる場合には、こまめに休憩をとる。 [運動部顧問]
- ④管理職・養護教諭は環境省熱中症予防情報サイトのメール配信サービス等を使って、熱中症(特別)警戒アラートに関する情報や周辺地域の暑さ指数の状況を把握する。

2) こまめな水分補給を促す。

- ①毎日家から水分を持参させる。 [担任・養護教諭]
※部活動時、梅雨入り後の高温・高湿度の時期、学園祭の取組期間中は経口補水液やスポーツドリンクの持参を推奨する。
- ②個人が好きな時に自由に飲める「自由飲水」だけにとどまらず、前頁表の活動の留意点にしたがって強制的に水分補給する時間を設ける「強制飲水」も併用する。 [運動部顧問・体育主任]
- ③熱中症が心配される活動の前には、活動前に水分を補給する「前飲み」の指導を行う。 [養護教諭・担任]
- ④学園祭の取組中は、水分の持参に加えて凍らせたペットボトルの持参も呼びかける。 [養護教諭・担任]

3) 暑さに慣らす。

- ①梅雨明け等、急に暑くなった時は、暑さに慣れるまで(1週間程度)、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。 [体育主任・運動部顧問]
- ②試験休みや病気の後等、しばらく運動をしなかった時は、急に激しい運動はさせないようにする。 [体育主任・運動部顧問]

4) できるだけ薄着にし、直射日光は帽子等で避ける。

- ①夏季総体に向けての部活動強化期間や学園祭の取組中は制服登校を強制せず、体育着による登校を許可するとともに半袖短パンで生活するよう呼びかける。 [教頭]
- ②屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用させるように努める。 [体育主任・運動部(外)顧問]
- ③登下校時の日傘を許可する。 [生徒指導主事]

5) 暑さに弱い人には特に注意する。

- ①暑さに弱い人(持病を持つ人、肥満の人、熱中症を過去に起こしたことのある人等)には、運動を軽くするなど特別な配慮を施す。 [養護教諭・体育主任・運動部顧問]
- ②体調が悪い時は無理に運動をさせず、涼の取れる場所で過ごさせる。 [体育主任・運動部顧問]
- ③生徒が心身に不調を感じたら、自ら休息を申告しやすい環境を整え、絶対に無理をさせないようにする。 [全員]

6) 生徒への指導と保護者への周知

- ①このページに書かれている諸々の対策を確実に指導する。 [各担当]
- ②暑さに対する、学校の教育活動をどうするか判断が示された本マニュアルを周知し、理解を得る。 [教頭]
- ③生徒に毎日、家から水分を持参させる旨やその他、熱中症予防に関する連絡事項を保護者に確実に周知する。 [養護教諭]

【対策面】

1) 気温や湿度等、環境条件に配慮した活動を実施する。 [校長]

- ①暑さに対する、学校の教育活動をどうするか
の判断は、本マニュアルの『WBGT値ごとの
対応・活動の可否の基準一覧表』によるもの
とする。
- ②状況によっては体育の授業や運動をともなう
活動を午前にもっていく。

2) 生徒の健康を優先した適切な服装ができるように配慮する。 [教頭]

- ①気温や湿度等を考慮の上、軽装の期間を設ける
等の配慮を行う。
対象となる期間：夏季総体に向けての部活動強化期間・学園祭の取組期間
- ②状況によって体育の授業時や部活動のシャツ出しを許可する。

3) 空調のない部屋で活動する際には、換気を十分に行う。 [教頭]

- ①体育館などで集会等を行う場合は、事前に窓や扉を開放しておく等、換気を
十分にを行い、扇風機等も活用する。

4) 水分補給を常時行うことができるよう配慮する。 [担任]

- ①教室以外で活動を行う時は、必要に応じて水筒を持参させる。
- ②下校前には帰宅までに水分が不足することがないかを確認し、不足している生徒には補充を促す。

5) 屋外の温度を下げる工夫をする。 [体育主任・教頭]

- ①グラウンドのスプリンクラーの活用や、学校内のアスファルト等に散水を行うなどの工夫をする。

6) 空調設備を効果的に活用する。 [教頭]

- ①感染症対策のため換気を行いながらの空調稼働となるため、室温が28℃以下であっても、児童生徒の活動状況に応じて、積極的に使用する。
- ②生徒のクールダウンのため、事前に教室を冷却するなど工夫をする。(例：登校前・体育中等)
- ③マスクを着用する際は、体内に熱がこもりやすくなるため、生徒の学習・学校生活環境等に応じて温度調整する。
- ④温度のみで判断せず、その他の環境条件や生徒の健康状態を観察した上で判断し、衣服による調整も含め、適切な措置を講じる。

7) 常に健康観察を行い、生徒の健康に留意する。 [体育主任・運動部顧問]

- ①生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握する。
*特に、運動実施中の生徒の動作、顔の表情、呼吸の仕方等、あらわれている身体微表に注目し、生徒への注意を怠らないようにする。

(2) 暑い時期の生活習慣指導

1) 十分な睡眠をとる指導を行う。 [担任・養護教諭]

- ①暑さに負けない体を作るため、しっかりと睡眠をとって疲れをためないように指導する。
- ②通気性の良い寝具やエアコン等を活用し、睡眠環境を快適に保つよう指導する。



2024.7.17. 山日新聞より

2) 食事をしっかりとる指導を行う。[担任・養護教諭]

- ①暑さに対して最も重要な働きをする汗は、血液中の水分と塩分から作られることから、脱水状態や食事抜き状態で暑い環境に行かさない指導をする。

3) 服装に気を付けさせる。 [担任・養護教諭]

- ①衣服で暑さを調整するよう指導する。
- ②吸水性や速乾性にすぐれた素材の下着を推奨する。
- ③気温・湿度や暑さ指数が高い日は、マスクを外すよう指導する。

(3) 学園祭等における対応・対策

1) 学園祭等の計画段階で行うこと。

- ①WBGT値を把握し、競技内容や練習内容、練習量等を変更したり、休憩を入れたりできるよう、生徒の健康・安全を最優先した無理のない計画を立てる。**※**体育的な活動はできるだけ1・2時間目または夕方になるような計画を心がける。 [生徒会主任]
- ②2学期始業式から学園祭が終了までの期間、ジャージ登下校を許可する。[教頭]
- ③生徒席への配慮を行う。(年次計画でワンタッチテントを購入する(しばらくは校区の小学校から借用する・ミストの設置等) [教頭・事務職員])
- ④グラウンドのスプリンクラーを活用し、気温を下げるよう努める。[体育主任]
- ⑤水分補給を確実にを行うために、給水タイムを設定する。[学芸の部・体育の部実行委員会指導者]
- ⑥天候や状況に応じて着帽できるよう準備させる。[体育の部実行委員会指導者]
- ⑦体調不良者への対応について、職員の配置と情報の伝達方法をあらかじめ決めておく。 [教頭・養護教諭]

*特に、過呼吸の生徒が多数発生した場合は、個別対応のために保健室以外にも空調のきいた部屋を確保しておく。また、職員全員が情報を共有するための記録を残す。[記録:教頭]

2) 学園祭の前日までにすること

- ①WBGT値を測定し、校内に広く周知するとともに、学年練習や全体練習時等においても、天候によっては内容を変更する等、柔軟な対応を行う。
- ②保健便り・学校便り等を通じて、熱中症や体調管理、水分補給の大切さを生徒や保護者へ伝える。
- ③学年練習や全体練習時においても給水タイムを設定するなどし、生徒の体調管理に向けた意識を高める。
- ④取組期間中は、職員室の入口のテーブルに常時、給水タンク(9.5L×3)を設置し、水筒の中身がなくなった生徒も手軽に水分補給ができるようにする。
- ⑤学園祭前日に熱中症警戒アラートまたは熱中症特別警戒アラートが発表された時の対応は以下の様にする。

学校現場向けの「熱中症対策ガイドライン」のポイント	
アラート 熱中症特別警戒	校長やイベント主催者などの管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認。徹底できていない場合は、運動、屋外活動、イベントなどの中止、延期、変更などを実施前に判断する
アラート 熱中症警戒	身近な場所での暑さ指数を確認し、涼しい場所以外では、運動などを中止する
31 暑さ指数	①医師や看護師、一時救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所の設置や救急搬送体制の対策を講じた場合②涼しい屋内で運動する場合→などには運動は可能

前日 14:00【熱中症特別警戒アラート】 または 17:00【熱中症警戒アラート】(翌日の予報)

アラート発表時

アラート情報を入手 [環境省熱中症予防情報サイト] 校長・教頭・養護教諭
全職員に通知 [対面または安心安全メール] 教頭

熱中症警戒アラート発表 → 翌日はWBGT値ごとの対応・活動の可否の基準一覧表に基づいて、運動が伴う活動の可否の判断、運営を行う。

熱中症特別警戒アラート発表 → 午後2時を過ぎた段階で、保護者・来賓も含めて全ての人の熱中症対策を徹底することは現実的に不可能なので、運動を伴わない活動も含めた学園祭すべての開催を翌日以降に送ることとする。事前に文書でその旨を伝えておくとともに、来賓には電話で、保護者には一斉メールでできるだけ迅速に延期を伝える。

体育の部開始前の校庭のWBGT値が31以上となった場合の対応

- ①生徒をエアコンの効いた部屋に移し、15分後に再度計測する。
- ②31未満に下がらなかった場合は、その日の開催はとりやめ、後日（運動が伴う活動が可能な平日）の午後から、体育の部・閉祭行事等を行う。
- ③31未満に下がった場合は、WBGT値ごとの対応・活動の可否の基準一覧表に基づいて運営していく。下校時間が延びてしまうことは致し方なしとする。（集団下校で生徒は保護者と共に下校するため）

3) 学園祭当日に行うこと

- ①当日のWBGT値を把握し、競技計画や内容について柔軟な対応を行う。
- ②朝の健康観察を念入りに行うとともに、生徒が心身に不調を感じたら、早めに申し出るように指導し、絶対に無理をさせない。
*不調を感じた生徒がいた場合は、救護テントで養護教諭が対応し、必要に応じてエアコンの効いている涼しい部屋（保健室は、その日の朝から常時エアコンを稼働させておく）に移動させ、適切な応急手当を行うとともに、必要な場合は救急搬送をためらわずに行う。
- ③競技開始前の先飲みの指導を徹底し、運動前に水分補給を確実にを行う。
- ④体育の部が行われている間は、救護テントにスポーツドリンクの入ったタンク（15L×2）を設置し、誰でも自由に飲める環境をつくっておく。
- ⑤競技中は教職員が生徒の様子をしっかり観察し、体調不良な生徒の早期発見に務める。



(4) 熱中症が起きてしまったときは ~指導者として知っておくべき応急手当等~

1) 熱中症の度合いの正しい判断 ~重症度(救急搬送の必要性)を判断するポイント~

- ①意識がしっかりしているか？
- ②水分補給を自分でできるか？
- ③安静にした後、症状が改善したか？

*上記①~③のうち、どれか1つでも該当しないものがあつた場合はためらわず救急搬送を選択する。

※熱中症発生時の応急処置は次ページのフロー図を参照。

2) 緊急時の体制

- ①熱中症発生による救急搬送の対応は、次ページ「三珠中学校防犯安全等マニュアル」の「大きなケガ・事故等への緊急対応(次々ページ参照)」に基づいて行う。
- ②いざという時にマニュアルが生かされるよう、本マニュアルを毎年5月の職員会議で確認する。
- ③緊急時に連絡する消防署、医療機関及び関係諸機関等の電話番号を職員室内に掲示する。
- ④「大きなケガ・事故等への緊急対応」を職員室内に掲示する。

3) 熱中症発生時の応急処置フロー図

① 観察 (熱中症を疑う症状があるか?)

- めまい 失神 四肢の筋や腹筋のけいれん 筋肉痛 筋肉の硬直 大量の発汗
- 全身倦怠感 脱力感 吐き気 嘔吐 頭痛 顔面蒼白 足のもつれ・ふらつき
- 転倒 突然の座り込み 立ち上がれない 高体温 等をチェック

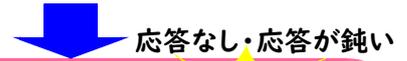


② 観察 (意識障害の有無を確認)

- ◇ここはどこ? 名前は? 今、何をしています? 等の質問に答えられない。
- ◇意識がない(呼びかけに答えない)
- ◇応答が鈍い 言動がおかしい



- 涼しい場所(風通しの良い日陰・エアコンの効いている室内)へ避難する
- 衣服を緩める
- 体を冷やす



- 涼しい場所へ避難する **救急車要請**
- 衣服を緩める
- 積極的に体を冷やし、迅速に体温を下げる《冷却方法》
- ・水をかけて体を濡らし、扇風機などであおぐ
- ・氷で下の3カ所(太い血管)を冷やす



③ 観察 (自分で水分摂取ができるか?)



- スポーツドリンクや経口補水液等を補給する (塩分・水分補給)

④ 観察 (症状が改善したか?)



- 安静にして、経過観察する
- 回復しても、当日の運動は控える

医療機関受診



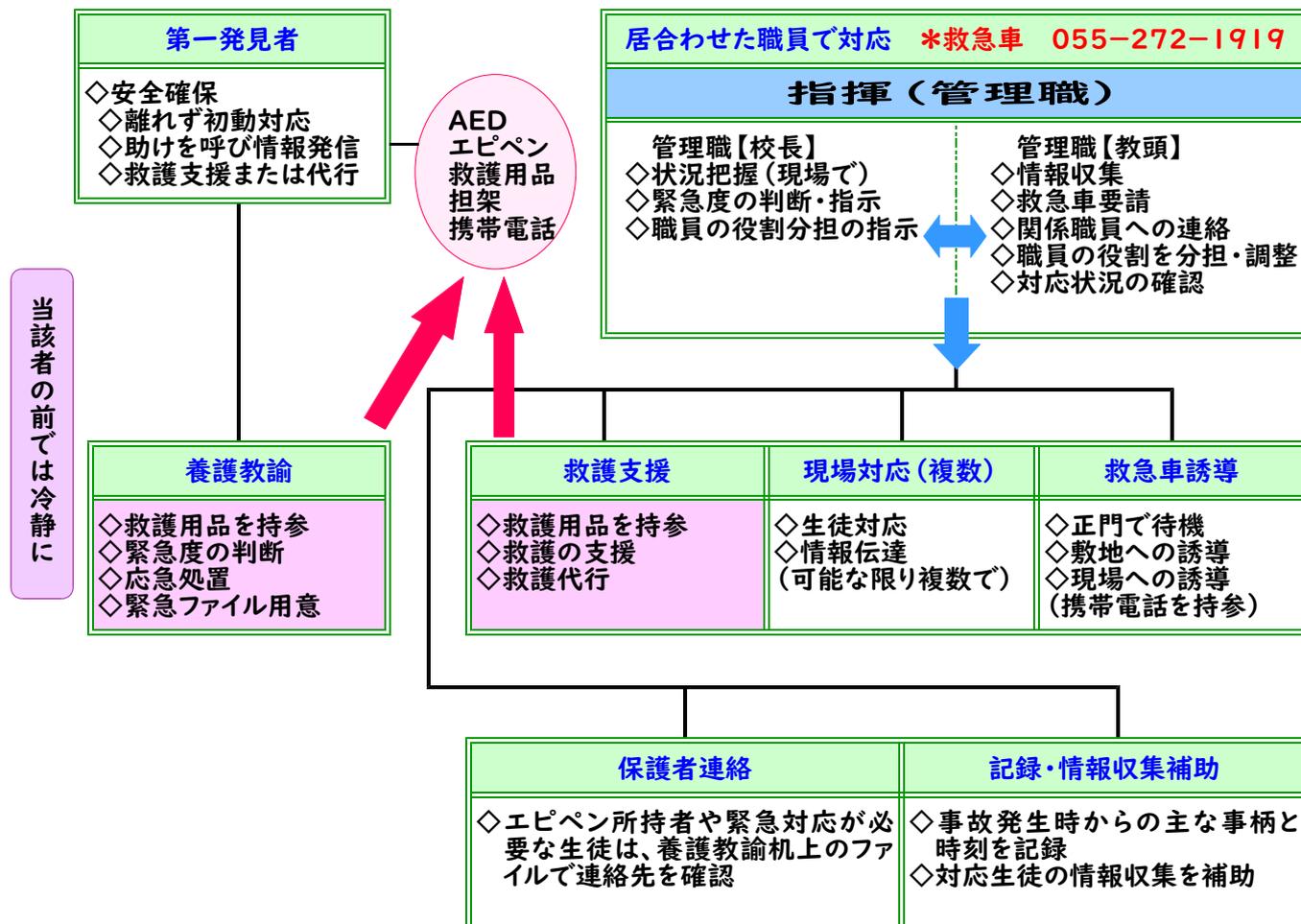
重要ポイント

症状がある間は、必ず誰かが付き添う。



4) 大きなケガ・事故等への緊急対応 ～三珠中学校防犯安全等マニュアルより～

～ 「緊急対応」の必要をはっきり伝え合う！ 情報は正しく簡潔に！ ～



管理職

《報告》	《報告》	《対応》
町教育委員会	峡南教育事務所	◇関係機関
☎ 272-6093 内線 9104(教育長) 内線 9150(総務課長) FAX 272-3813	☎ 0556-22-8143 FAX 0556-22-8144	◇報道関係

5) 事後の対応

①引き渡しと待機

- ・引き渡しに至るまでの概況、熱中症症状の程度等、学校側が知り得た事実は、該当生徒の保護者に対し、正確に伝える等、責任ある対応を行う。
- ・該当生徒の保護者に寄り添った対応を行い、その求めに応じて、信頼できる第三者(SCまたはSSW等)を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。
- ・該当生徒の保護者の感情に十分留意しつつ、学校管理下である場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の請求について説明を行う。

②心のケア

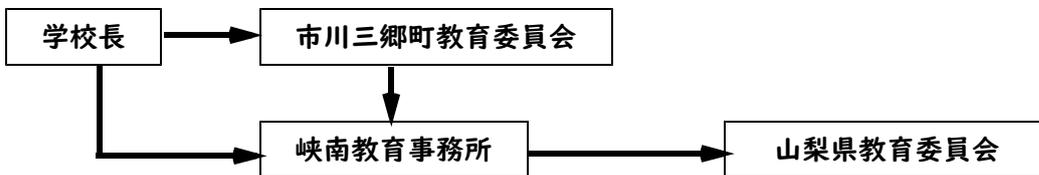
- ・命に関わるような状況に遭遇したり、目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。または、事故直後には現れず、しばらく経ってから現れる場合がある。健康観察等により、速やかに生徒の異変に気付き、必要に応じて保護者と密に連携を取り、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織と連携して組織的に支援にあたる。

③調査・検証・報告・再発防止等

- ・事故当日の生徒の健康状態、事故に至った経緯、事故発生後の対応状況、活動状況、担当教諭の状況等、必要な情報を収集する。
- ・改めて熱中症予防について生徒へ指導するとともに、今後の事故の再発防止、事故予防のため、改善策をまとめる。
- ・救急搬送した場合は、以下の手順に沿って教育委員会・教育事務所に報告する。

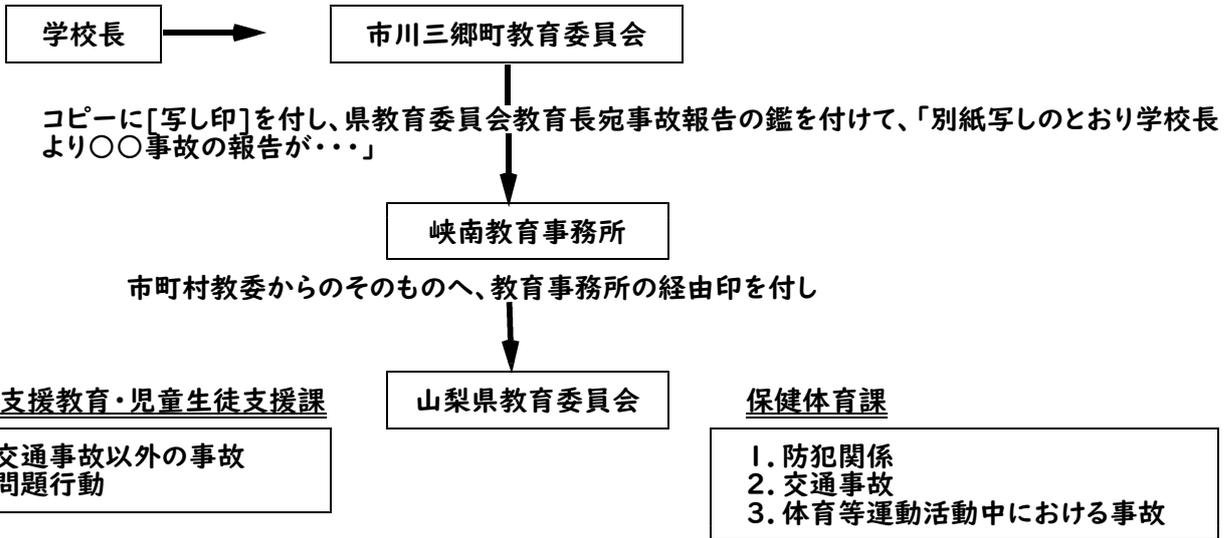
(1) まず、口頭報告

- 新聞記事になる可能性のある場合や児童生徒の生命に関わるものは速やかに口頭報告。
- ※新聞記事にならないまたは生命に関わらない場合も報告は行う。



(2) 口頭報告の後に経過を見極めて文書報告

- 事故(事件)の推移を見極め、確実な内容(事実を時系列で)を報告する。
- 管理下における事故(事件)、登下校時の事故(事件)
- ※施設の管理責任、指導責任が問われる。
- 管理外における児童生徒の生命に関わる大きな事故や問題行動。
- ※新聞記事になったものは必ず報告する。
- 学校管理下の事故・交通事故等の場合は様式Ⅰ(次ページ)を、問題行動・傷害事件等の場合は様式Ⅱを参考に文書報告する。その他の場合には、様式Ⅱを応用する。
- ※熱中症での救急搬送は、様式Ⅰでの報告となる。



(3) 学校・市町村教委・県教委の報告書の保管

- 原則5年間 (係争中のものは、係争終了時から5年間)

【様式 I】

事故報告 事例 I 学校管理下の事故、交通事故等

〇〇発第△△△号

令和 年 月 日

〇〇市町村(組合)教育委員会

教育長 _____ 殿

〇〇立〇〇〇〇学校

校長 _____ 職印

児童(生徒)の事故発生について (報告)

このことについて(交通)事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

1. 被害生徒 学年・氏名・性別・年齢
生年月日(必要がある場合)
保護者住所・氏名 児童(生徒)との続柄 職業
2. 事故発生日時
3. 事故発生場所
4. 傷害(疾病)の程度 (診断結果)
5. 事故の状況 (概要、主たる原因、相手の氏名 等)
6. 事故発生に対して学校のとった措置
7. 本人の回復の見通し (今後の治療の見通しや参考となる事項)
8. 学校としての指導 (今回の事故に関連する今までの指導と今後の指導)
9. 校長所見
10. 添付書類 事故発生箇所の見取り図、診断書の写し 等
(管理下の場合は必ず添付)
(家庭での事故等の場合は必要に応じて添付)

《参考文献等》

- ・「学校における熱中症対策ガイドライン ～Ver.1.0～」(山梨県教育委員会)
- ・「学校における熱中症予防対策マニュアル」(四日市市教育委員会)
- ・「熱中症予防情報サイト」(環境省)
- ・「環境省熱中症環境保健マニュアル2022」(環境省)
- ・「環境省夏季イベントにおける熱中症対策ガイドライン2020」(環境省)
- ・「山梨日日新聞 令和6年7月17日紙面」(山梨日日新聞)
- ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和6年4月 追補版)」(環境省・文部科学省)
- ・「スポーツ事故対応ハンドブック/熱中症への対応」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- ・「令和6年度峡南地区学校教育要覧」(峡南教育事務所)



市川三郷町立三珠中学校